

別表（第3条関係）

項目	内容	基準
開設の状況	参加児童数	平均登録児童数10人以上
	開設日数	開設日数が原則年間250日以上
	開設時間	・開設時間が1日当たり3時間以上あること。平日の学校休業日においては8時間以上あること。
支援員に関すること	児童数に対する放課後児童支援員の数	参加児童数1人～30人に対し、放課後児童支援員が2人以上（1人を除き補助員でも可）
		参加児童数31人～45人に対し、放課後児童支援員が3人以上（1人を除き補助員でも可）
		参加児童数46人～60人に対し、放課後児童支援員が4人以上（1人を除き補助員でも可）
		参加児童数61人～75人に対し、放課後児童支援員が5人以上（1人を除き補助員でも可）
	障がい児に対応できる加配基準の有無	身体障害者手帳・療育手帳の所持にかかわらず、障がい児に対し加配基準があること。
	資格の有無	豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく放課後児童支援員が配置されていること。
	支援員の資質保持・向上のための研修実施・費用負担	年に3回以上の研修会を実施し、又は研修のための費用を負担し、支援員の資質向上を図っていること。
衛生検査等の有無	調理を行う際には検便検査の実施していること。また、市の基本健診を積極的に受診していること。	
業務運営	運営方針の有無	運営方針を持ち、保護者に文書等で示していること。
	お便り等の発行	必要に応じ、クラブからお便り等を出し、保護者へ連絡事項を伝えていること。
	日誌等記録の有無	児童の様子・保護者への対応等、日誌を記録し、支援員間で確認・連携をとっていること。
施設の面積	児童1人当たりの面積	1人当たり1.65㎡以上確保すること。
施設の構造	障がい児に対応できる構造の有無	段差を解消し、バリアフリーに対応するよう努めていること。

施設の設備	事務スペースの有無	職員が事務を行うための机を置き、個人情報書類の管理にも配慮していること。また、電話・ラジオ等を設置し、緊急時等における外部との情報受信発信の環境整備をしていること。
施設設備	台所設備の有無	流し等の水道設備・冷蔵庫・食器・食器戸棚を備え、それらが清潔に保たれていること。
	空調設備の有無	空調設備を整えていること。
	収納備品の有無	児童数に応じたロッカー・下駄箱等が整備され、必要に応じ転倒防止策を講じていること。
	照明・換気	活動に必要な照明設備・窓の設置等採光が十分であり、換気にも注意していること。
	2階以上の施設	落下防止柵を設置するなど安全に配慮していること。
	医薬品の有無	医薬品を備え、児童のケガに対応していること。
	休養スペースの有無	休養室はなくても、布団があり、児童を安静にするスペースがあること。
	衛生設備の有無・管理状況	トイレ・手洗い所の設備が整い、清掃が定期的に行われていること。換気設備が整っていること。
	屋外の遊び場の有無	屋外の遊び場があり、支援員の目の届く範囲で行動させていること。
防災整備	出入口の数	出入口が2か所以上あり、非常口表示（誘導灯）があること。
	消火用具の設置	法定基準の安全措置がなされていること。 ① 150㎡超→消火器の設置 ② 50人以上→非常警報装置の設置 防火管理者を置く必要のある施設は、防火管理者を定めていること。
災害に対する措置	避難訓練の有無	避難訓練が年間に2回以上実施されていること。
	火災保険の加入の有無	火災保険等に加入していること。
事故防止策	事故対応マニュアルの有無	事故対応マニュアルが整備され、支援員に周知されていること。
	傷害保険・賠償責任保険加入の有無	児童及び支援員全員が保険に加入していること。